

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 監督（<u>第二百四十八条</u>—<u>第二百五十四条</u>）</p> <p>第十章 雑則（<u>第二百五十五条</u>—<u>第二百五十七条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（組合の定款の変更の認可を要しない事項）</p> <p>第五十九条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>一 主たる事務所の所在地の変更（<u>行政庁の変更を伴わないものに限る。</u>）又は従たる事務所の所在地の変更</p> <p>二 関係法令の改正（<u>条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。</u>）に伴う規定の整理</p> <p>（資金運用等の承認の申請）</p> <p>第六十六条 法第五十条の四ただし書に規定する承認を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、これを行政庁に提出することに</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 監督（<u>第二百四十八条</u>—<u>第二百五十五条</u>）</p> <p>第十章 雑則（<u>第二百五十六条</u>—<u>第二百五十八条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（組合の定款の変更の認可を要しない事項）</p> <p>第五十九条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。</p> <p>一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の変更</p> <p>二 関係法令の改正（<u>条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。</u>）に伴う規定の整理</p> <p>（資金運用等の承認の申請）</p> <p>第六十六条 法第五十条の四第一項ただし書に規定する承認を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、これを地方厚生局長（地</p>

より行うものとする。

一〇六 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任共済等の事業を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一〇十二 (略)

2 (略)

3 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一〇四 (略)

4 (略)

域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合にあつては、厚生労働大臣。第二百三条において同じ。）に提出することにより行うものとする。

一〇六 (略)

(長期共済事業を実施する組合の資産運用の方法)

第二百一条 長期共済事業（共済事業のうち共済期間が一年を超える共済事業（責任共済等の事業を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を行う組合（以下この条及び次条において「長期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一〇十二 (略)

2 (略)

3 長期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一〇四 (略)

4 (略)

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 長期共済事業組合以外の組合（以下この条において「短期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 十三 (略)

2 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第一号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて得た額以上、第二号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一 五 (略)

3 (略)

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを行政庁に提出することにより行うものとする。

2 行政庁は、前項の組合に対して、定款、規約、決算関係書類及び事業

(短期共済事業のみを実施する組合の資産運用の基準)

第二百二条 長期共済事業組合以外の組合（以下この条において「短期共済事業組合」という。）の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一 十三 (略)

2 短期共済事業組合の財産であつて共済事業に属する資産の運用についての法第五十条の十四第一項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とし、当該各号の資産の合計額は、当該組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第一号に掲げる資産にあつては同号に定める割合を乗じて得た額以上、第二号から第五号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合を乗じて得た額以下でなければならない。

一 五 (略)

3 (略)

(資産運用の承認申請等)

第二百三条 共済事業を行う組合が法第五十条の十四第一項ただし書に規定する承認の申請を行う場合は、申請書に理由書、当該組合の資産運用に関する規程、資産運用体制及び資産運用に係るリスクを管理する体制並びに運用方法に関する書類を添付して、これを地方厚生局長に提出することにより行うものとする。

2 地方厚生局長は、前項の組合に対して、定款、規約、決算関係書類及

報告書並びにこれらの附属明細書その他必要と認める書類の提出を求め
ることができる。

3 (略)

(削る)

び事業報告書並びにこれらの附属明細書その他必要と認める書類の提出
を求めることができる。

3 (略)

(権限の委任)

第二百五十五条 法第九十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚
生労働大臣の権限（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわ
たる組合に関する権限を除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし
、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第三項に規定する権限

二 法第十二条第四項第二号及び第三号並びに第六項に規定する権限

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条、第

三百六条及び第三百七条第一項第三号に規定する権限

四 法第三十条の二第二項（法第三十条の九第五項及び第七十三条にお
いて準用する場合を含む。）に規定する権限

五 法第四十条第四項から第六項まで及び第八項に規定する権限

六 法第五十条の二第五項に規定する権限

七 法第五十条の四第一項に規定する権限

八 法第五十条の五に規定する権限

九 法第五十条の九に規定する権限

十 法第五十条の十二第二項及び第三項に規定する権限

十一 法第五十条の十三に規定する権限

十二 法第五十条の十四第一項に規定する権限

-
- 十三 法第五十三条の四第一項及び第三項に規定する権限
- 十四 法第五十三条の五に規定する権限
- 十五 法第五十三条の十第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第六十一条第一項に規定する権限
- 十六 法第五十三条の十三第一項に規定する権限
- 十七 法第五十三条の十七第二項（法第五十三条の十九第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 十八 法第五十七条第一項に規定する権限
- 十九 法第五十七条第二項（法第六十二条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十 法第五十八条（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十一 法第五十九条第二項及び第三項（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二十二 法第六十二条第二項に規定する権限
- 二十三 法第六十四条第二項に規定する権限
- 二十四 法第六十九条第一項に規定する権限
- 二十五 法第八十九条第二項に規定する権限
- 二十六 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限
-

第十章 雑 則

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百五十五条 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十六条 (略)

(職員の身分を示す証券及び証明書)

第二百五十七条 (略)

二十七 法第九十二条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十八 法第九十三条に規定する権限

二十九 法第九十三条の二に規定する権限

三十 法第九十三条の三第一項及び第二項に規定する権限

三十一 法第九十四条第一項から第五項までに規定する権限

三十二 法第九十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限

三十三 法第九十五条に規定する権限

三十四 法第九十六条第一項に規定する権限

三十五 法第九十六条の二に規定する権限

第十章 雑 則

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第二百五十六条 (略)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第二百五十七条 (略)

(職員の身分を示す証券及び証明書)

第二百五十八条 (略)